

令和8年度 就学援助制度による「学校病医療券（立替）」について

令和7年度の就学援助システムの更新にともない、就学援助受給申請の認否審査期間中に申請を受け付けています「学校病医療券（立替）」の発行ができなくなりましたため、代替として、誓約書を医療券発行申請書と併せて提出いただくことで、学校病医療券を交付します。

なお、医療券の使用方法は本年度の就学援助制度の案内に記載のとおりです。

※医療費の援助を返還請求する場合

・就学援助受給申請の審査結果が認定とならなかった場合（「否認定」「却下」「取り下げ」等）。四條畷市教育委員会が、就学援助受給申請の認否審査期間中に負担した医療費を保護者に対して返還請求いたします。

誓約書

年 月 日

四條畷市長 宛

保護者氏名

本年度就学援助費受給申請の認否の審査期間中に「学校病医療券」を使用し、その審査結果が認定とならなかった場合、援助された医療費全額を教育委員会に速やかに返還することを誓約します。

児童生徒氏名 : (年 組)

生 年 月 日 : 平成・令和 年 月 日 男・女

住 所 : 四條畷市

電 話 番 号 : — —